

## 令和2年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和2年3月12日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和2年3月12日 午前11時19分 委員長宣告
4. 審査事項
  1. 付託案件
    - 議案第22号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第25号 可児市文化創造センター条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第29号 可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第32号 市道路線の認定について
  2. 報告事項
    - (1) 「可児市下水道事業の適正な使用料について」の答申について
    - (2) 可児市下水道事業経営戦略の改訂について
    - (3) ふるさと川公園のトイレの不審火及び器物損壊について
    - (4) パブリックコメントへの回答について
      - ・可児市環境基本計画
      - ・可児市多文化共生推進計画（第3期）
      - ・可児市人権施策推進指針（第3期）
      - ・可児市青少年健全育成基本指針
      - ・可児市子どもの読書活動推進計画（第4次）
    - (5) 文化創造センター大規模改修事業の進捗状況について
  3. 協議事項
    - (1) 高校生議会の意見書の取扱いについて
    - (2) 春の議会報告会について
5. 出席委員（8名）

委 員 長	澤 野 伸	副 委 員 長	中 村 悟
委 員	伊 藤 健 二	委 員	酒 井 正 司
委 員	川 上 文 浩	委 員	伊 藤 壽
委 員	渡 辺 仁 美	委 員	奥 村 新 五
6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

文化スポーツ部長	杉 山 徳 明	市民部長	杉 山 修
建設部長	丹 羽 克 爾	水道部長	田 中 正 規
文化スポーツ課長	各 務 則 行	人づくり課長	桜 井 孝 治
環境課長	西 山 浩 幸	図書館長	渡 辺 英 幸
都市整備課長	林 宏 次	建築指導課長	吉 田 順 彦
管理用地課長	只 腰 篤 樹	建設住宅課長	守 口 忠 志
上下水道料金課長	須 田 和 博		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊左次 敏 宏	議会総務課長	梅 田 浩 二
議会事務局 書	下 園 芳 明	議会事務局 書	松 倉 良 典

○委員長（澤野 伸君） それでは、お疲れさまでございます。

予算決算委員会から引き続きですが、よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、1. 付託案件、議案第22号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（吉田順彦君） 資料番号1. 議案書の22ページ、資料番号6. 提出議案説明書の2ページを御覧ください。

議案第22号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴うものでございます。

資料番号1の22ページ中段、別表第14項第6号につきましては、資料番号6の2ページ下段の(2)にありますように建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査について、省令に新たな基準が追加されたことに伴い、引用条項を改めるものでございます。これは審査にかかる時間等は変わりませんので、手数料の額の変更はございません。

戻りまして、資料番号1の22ページ下段、備考につきましては、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく計画認定等の申請方法に簡易な評価方法が追加されたことに伴い、2以上の区分に該当する場合における手数料の額の計算方法を明確にするものです。これも手数料の額の変更ではなく、額の計算方法を整理したもので、こちらは公布の日から施行といたします。なお、岐阜県内の他の行政庁等とともに同様な内容で3月の議会上程予定と伺っております。

これ以外にも、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律で、2年以内に施行される項目で条例改正が必要となりますが、その部分につきましては、令和3年3月の議会でお諮りさせていただき予定でございます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第22号についての質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（伊藤 壽君） 先ほど、計算方法が変わったと説明がありましたけど、何がどう変わったんでしょうか。簡潔にお願いしたいんですが。

○建築指導課長（吉田順彦君） この計算方法が変わったというのは、建物の用途ごとで、例えば共同住宅の場合ですと、共同住宅の部屋の部分と共用部分、店舗併用住宅のような場合

ですと、住宅の部分と店舗の部分、それぞれで計算方法が違いまして、それぞれの定めてある金額をどうやって足し込んでいくんですよというのを備考欄で明確にしたというようなこととございます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑のある方。

○委員（伊藤 壽君） この制度ですね、可児市での対象物件というか、対象となるものはあるわけですか。

○建築指導課長（吉田順彦君） 恐らくないかと思えますけど、このような基準内でできないことがないものですから、万が一出てきたときに対応できるように条例のほうを制定するものでございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑のある方。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第22号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第22号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第25号 可児市文化創造センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（各務則行君） よろしくお願いたします。

それでは、議案第25号 可児市文化創造センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

資料番号1. 議案書の27ページ、資料番号6. 提出議案説明書の3ページ、建設市民委員会資料を御覧ください。

この議案につきましては、まず令和元年12月議会の建設市民委員会において改正の趣旨などについて御説明をさせていただきました。その後、12月議会の最終日に建設市民委員会協議会におきまして、市民検討委員会からの意見書と、それに基づく利用料金案について御説明をさせていただきました。また、令和2年1月の議会全員協議会でも御説明をさせていただいたところでございますが、建設市民委員長には議員の皆さんの意見集約をしていただき、

市長に報告を頂きました。その内容を踏まえまして、現行料金の2倍を上限とする料金案を上程させていただいたものでございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

委員会資料のほうで御説明をさせていただきますので、資料1-1を御覧ください。

今までの説明と重複する点もございますが、改めて御説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、1. 条例改正の趣旨でございます。

文化創造センター アーラは、開館当初に利用促進のために格安な利用料金を設定いたしました。現在に至るまで料金改定を行っておりません。そのため、平成24年度に定めた使用料設定に当たっての基本的な考え方に基づき見直しを行うものでございます。

続きまして、2. 現状と課題です。

以前御説明いたしました資料では、今後の施設の維持管理に多額の費用が必要であるということを表記しておりましたが、このことは今回の料金改定に直接関係するものではございませんので、資料から削除をいたしております。

まず、(1)は近隣市との比較ですが、多治見市や美濃加茂市と比べて大幅に低い設定となっております。(2)の受益者負担割合は、大幅に未達成の状況です。

こうした状況を踏まえまして3. 見直しの視点・考え方ですが、(1)のとおり受益と負担の公平性を確保するために、受益者負担割合50%の実現を目指すものです。そのために、他自治体と比較した料金設定や市外割増しなどについて市民検討委員会を設置いたしまして、検討を進めてまいりました。

2ページを御覧ください。

主な改正内容でございます。なお、改正の概要は資料1-1の2ページにございまして、その詳細の内容につきましては、次の資料1-2となります。

まず、(1)利用料金算定方式の見直しです。貸出し可能時間につきまして、利用者の安全と完全閉館の徹底のため、「午後10時30分まで」から「午後10時まで」に変更をいたします。また、午前・午後・夜間で比率案分により設けられていました料金差を廃止いたします。具体的には、資料1-2の1ページの表の2のように、時間が早いほど安く設定したものを改正いたします。長時間使用につきましては5%の割引がありましたが、これも廃止をいたします。具体的には資料1-2の1ページ、表の3のように改正をいたします。

続きまして、(2)適正料金の設定手順でございます。他の自治体と比較いたしまして、利用料金を増額し、受益者負担率50%を達成する適正料金につきましては、資料の1-3、A3の資料になっておりますが、この表の真ん中の表になります。これは先日御説明させていただいたものでございますが、現状から最低で1.03倍、最高で5倍に増額をするものです。これを多治見市、美濃加茂市の同様の施設と比較した表が資料1-2の2ページ、表4となります。

(3)の新料金案につきましては、資料1-3、A3の資料でございますが、これの一番右

の表になります。適正な料金を算定いたしました結果、最大で5倍になるものもございました。施設によっては急激な負担増加になります。このため、利用者への影響を考慮いたしまして、現行料金の2倍程度を上限とする激変緩和措置を講じることいたしました。真ん中の適正料金の表で、ロフトが3か所ございますが、あと演劇練習室、ワークショップルーム、洋室、和室ございます。レセプションホールなど、2倍を超えている施設がございますが、それらを新料金案では2倍以下にしております。

なお、この2倍ということにつきましては、表の一番右にあります全日の料金を基準にしております。劇場やロフトの午前のところでは2倍を超えるところもございますけれども、これは先ほど御説明いたしましたとおり、現在は午後や夜間に比べまして午前が安く設定されているためでございます。なお、新料金案での受益者負担割合の試算は、資料1-2の2ページ、表5となります。

適正料金のほうでは受益者負担の率は50.4%でございますが、激変緩和措置を講じた新料金案は約40%となります。

(4) その他の施設利用実態からの見直しでございます。入場料区分は、収益性のある事業に対して相応の負担を求めるため見直します。具体的には、資料1-2の2ページ、表6のように改正をいたします。営利目的の利用については、新たに2倍の割増しを設定いたします。また、実態に応じた貸出形態の変更を図ります。ギャラリーの貸出範囲の変更、貸出対象施設としてキッズルームを追加するほか、会議の用途で使用されることが多い控室1を会議室に用途を変更いたします。

資料1-1の2ページ、5. その他です。今後は、指定管理期間である5年ごとに利用料金の見直しを実施し、利用料金の適正化を図ってまいります。また、この改正に合わせて、別途備品の利用料金についても規則の改正を行います。

最後に、6. 今後の予定です。条例の施行は令和2年4月1日、新料金の適用は令和3年4月1日以後の利用分となります。

説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第25号についての質疑を行います。

○委員（酒井正司君） 今回の提案で一番評価したいなと思うのは、その他の指定管理期間を5年ごとに見直すというところを評価したいと思うんですが。ちょっと押さえておきたいのは、開館から17年、料金を改正しなかったという理由があると思うんですが、それをちょっとまず、取りあえず聞かせてください。

○文化スポーツ課長（各務則行君） お答えをいたします。

確かに17年やってこなかったわけですが、市、文化創造センター アーラ双方で、それぞれ検討のほうはなされてきた経緯はございますけれども、なかなかそれが正式な形で進んでいく形、流れには至らなかったというふうに理解をしております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

○委員（伊藤健二君） 施行期日を令和2年4月1日にしている。まだ改装、その他が上がっ

て、施行期日はもうちょっと後でもいいのかなという気がしたんですが、何かここにしなきゃいけない、あるいはこういう考え方に立つ理由はあるんでしょうか。

○文化スポーツ課長（各務則行君） 条例の施行は4月1日でございます。劇場のほうは1年前から申込みができるというところがございます。適用につきましては、令和3年4月1日以後の利用分というふうにしているということで、その申込みができる分として4月1日というところで施行ということでございます。以上でございます。

○委員（川上文浩君） 前回の委員会で御説明を頂いたんですけども、市民検討委員会からの意見という部分に関しては、どれほどしんしゃくされたのかなということをお聞きしたいと思います。

○文化スポーツ課長（各務則行君） 市民検討委員会から頂いた料金についての意見につきましては、適正料金で計算したもので適当であるという御意見を頂いたところでございますが、あとは5年ごとに料金の見直しをしていくべきだということの御意見を頂いておりますので、それを市としては、今後やっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

あと、市内外の格差につきましては、つけないというふうに御意見を頂いたところでございますけれども、それにつきましては、また次回の改正のときにもその分も入れて見直しを検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） 次回というと、5年後ということですよ。分かりました。

それと、使用目的によつての料金の二重価格というのは、全く考えていないということですか。使用目的によつて料金を変更するという二重価格設定ですよ。こういう場合は、例えばレセプションホールなんかで、飲食を伴う場合にはもう少し高くするとか、やはりレセプションホール、すごく人気があったと思うんですけども、やはり汚れ方がひどかったという部分もありますし、使用目的に絡めて料金の差をつけるというような検討はなされたのか、なされなかったのか。

○文化スポーツ課長（各務則行君） 入場料の設定については見直しをしたところでございますが、内容につきましては、特にそれによつて変えるということは検討しておりません。

○委員（川上文浩君） 将来的には、使用目的に対して料金を変えていくというような考え方というのはあっていいような気がするんですけども、その辺のところはちょっと煩雑過ぎるのかな。範囲を決めたり何かすると思うんですけど、また次の指定管理に向けて、ちょっとまたその辺も一度考慮していただくといいのかなというふうに思いました。

○文化スポーツ課長（各務則行君） ありがとうございます。また5年後の見直しもございませぬので、そういった御意見を踏まえましてと思っております。

○委員（川上文浩君） もう一点、答えられなかったら答えられないで結構ですけど、やはり当初予定されていた倍率でいくと5倍とか、大きい倍率のものがあつたのでということなんですけれども、本当にそれこそ、レセプションホールなんかは、あそこは多目的にいろんな民間とか、いろんな飲食を伴ったものとか、パーティーとか、いろんなものに使うんで、普通

の施設とはちょっと違うのかなみたいな、普通の施設というか、普通の文化創造センター  
エリアにある他施設とは違うような気もする部分はあるんですけども、全体として2倍な  
ら大丈夫だろうと、全体として。やっぱりそういうところがあるのかなというような気がし  
て、大きく倍率が上がってくるようなところを何とか2倍で統一して押し込んだというよ  
うな感覚もなきにしもあらずなんですけど、そういった面についてはどうなんでしょうか。

○文化スポーツ課長（各務則行君） レセプションホールにつきましては、5倍という数字が  
出てしまったわけでございますけれども、これはなかなか近隣ではない施設でございますけ  
れども、名古屋辺りの施設と比べてみますと、特に高いという金額でもないかと確認したと  
ころではございますけれども、ただ、それにしてもやっぱり5倍、4倍というところはちょ  
っときついのかなというところも考慮いたしまして、倍率としては抑えたというところで  
ございます。以上でございます。

○委員（川上文浩君） 分かりました。

やはり、あそこはバンケットルームみたいなところがあって、可児市内で公共の中で使え  
るバンケットルームってあそこしかなくて、そのためには民間と比較して、もう少し、何倍  
かは仕方がないのかなという部分もありますが、それも含めてやはり今後検討していただ  
くようなことは必要なんじゃないかなというふうに思います。だから、用途別に合わせて、そ  
ういった方法を取るというのもひとつ考える必要はあるんじゃないかなというのは思います。  
以上です。

○委員（酒井正司君） 激変緩和措置というのは、あるべき姿に持っていくのには抵抗がある  
ということで、暫定的なあれで理想のソフトランディングを狙うわけですが、いずれあるべ  
き料金に持っていく期間というのは想定されていますか。

○文化スポーツ課長（各務則行君） この料金につきましては、まず5年間というふうに思っ  
ておまして、次回の見直し、そのときには大規模改修工事のほうも当然終わっております  
ので、そしてランニングコストも工事の成果として下がってくることも想定されますので、  
そういったことも加味しながら、再度、算定をしながら、5年後にまた料金の適正化を図っ  
てまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

御質疑よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて質疑を終了させていただきます。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号 可児市文化創造センター条例の一部を改正する条例の制定について  
を採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第25号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（須田和博君） よろしく申し上げます。

議案第29号 可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案配付資料1の72ページ及び提出議案説明書6の4ページを御覧ください。

改正趣旨は、地方自治法の改正に伴い、条例の一部を改正するものですが、改正内容は条例の第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除について、文中の地方自治法の条項にずれが生じることに伴いまして、引用条項を改めるものです。

施行日は令和2年4月1日からです。

説明は以上です。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第29号についての質疑を行います。

質疑のある方。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより議案第29号 可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第29号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第32号 市道路線の認定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○管理用地課長（只腰篤樹君） それでは、議案第32号 市道路線の認定について御説明をいたします。

資料番号1. 議案書の75ページ及び資料番号6. 議案説明書の5ページ、併せまして資料番号8の市道路線の認定位置図その1を御覧ください。

場所は、可児市大森の小松坂団地の東側、多治見市境に位置する奥山台団地です。宅地造成開発に伴い築造された開発道路及び造成地に接する位置指定道路であり、このほど関係する土地が全て市に帰属されたため、市道2500号線及び市道2501号線として認定をし、管理したいと考えております。認定の範囲は、いずれの路線も起点側、可児市大森字奥山から終点側、可児市大森字奥山までとなります。

続いて、次のページ、位置図その2を御覧ください。

場所は、可児市石井地内、広見小学校の北東に位置します。宅地造成開発に伴い築造された開発道路であり、北は市道15号線、南は市道3211号線につながります。市への管理移管に伴い、新たに市道3299号線として認定をし、管理したいと考えております。認定範囲は、起点側、可児市石井字八ヶ尻から終点側、可児市石井字八ヶ尻までとなります。

続きまして、次のページ、位置図その3を御覧ください。

場所は、帷子地区センターへの進入道路でございます。当該道路は、帷子地区センターの建設に伴い築造された県道御嵩犬山線に接続する道路です。センターラインが設置された道路であり、帷子地区センターや図書館帷子分館を利用される不特定多数の車両の往来があることから、市道8387号線として認定をし、管理をしたいと考えております。認定の範囲は、起点側、可児市東帷子字東洞から終点側、可児市東帷子字東洞までとなります。

これら4つの路線の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき上程いたします。

説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第32号についての質疑を行います。

○委員（酒井正司君） ちょっと教えてほしいんですが、市道8387号線、一番最後のその3の帷子地区センターへの上る道路、これ今までどういう位置づけだったんですかね。

○管理用地課長（只腰篤樹君） あくまでも帷子地区センターへの進入路として、帷子地区センターのほうで管理されていた道路という形になります。

○委員（酒井正司君） 市道認定することによって、どういう違いが出てくるんですかね。

○管理用地課長（只腰篤樹君） 現在は、その横に図書館帷子分館がございまして、帷子地区センターと図書館帷子分館はそれぞれ所管が異なります。今後、施設が老朽化して、今いろんなところで施設改修等を行っておりますけれども、今後道路が傷んできたというときの改修をする際に、どちらの所管がというようなことにならないように、ここは建設部が預かりさせていただいて、市道認定をして管理をしていこうと、そういうことでございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に御質疑は。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号 市道路線の認定についてを採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第32号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

それでは、お諮りします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと存じますが、何か委員の方でこれを特に申し添えてほしいというような案件がありましたら、ここで伺いしたいと思いますが、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにいたします。

議事の都合により、午後1時より再開をいたします。これより休憩をいたしまして、午後1時より会議のほうを再開させていただきますので、執行部の皆さんもよろしくお願いいたします。

休憩 午前11時51分

---

再開 午後0時57分

○委員長（澤野 伸君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開させていただきます。

それでは、協議題のほうに移らせていただきます。

報告事項1. 「可児市下水道事業の適正な使用料について」の答申についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（須田和博君） よろしく申し上げます。

それでは、報告事項の1. 「可児市下水道事業の適正な使用料について」の答申について報告いたします。

資料番号の2を御覧ください。

令和元年12月の建設市民委員会で上下水道事業経営審議会へ諮問した件につきましては御報告いたしましたが、今回はその後の経過について御報告させていただきます。

令和元年12月10日に市長より上下水道事業経営審議会へ諮問いたしました。上下水道事業経営審議会では、12月10日、令和2年1月21日、2月18日に審議を行い、去る2月25日に市長へ答申がなされました。下水道事業会計は、平成29年度から企業会計方式に移行し、経営成績と財政状態を明らかにすることができるようになりまして、下水道事業の安定的、効率

的な経営を持続していくためには、定期的に水道使用料の見直しを検討する必要があることから審議になりました。

結果としましては、資料1ページの答申のところでございますように、下水道使用料については、この先5年間は現状を維持することが適当であり、井戸水等使用世帯の認定水量は変更することが適当であるとの答申がされました。

井戸水等の認定水量につきましては、資料のページをめくって3ページをお願いします。

こちらのページのほうにありますように、3ページの上の表のほうが現行の認定水量、一番下にある表が改定後の認定水量ということですが、過去3年間、平成28年から平成30年の世帯人数別の水道使用料、月平均を調査しまして、そして平均水量を基準に認定水量を算出しております。その結果、各世帯人員において現行よりも下がることになりまして、1立方メートルから7立方メートルの減ということでございます。

報告は以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、可児市下水道事業経営戦略の改訂についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（須田和博君） 引き続き、よろしく申し上げます。

次は報告事項の2. 可児市水道事業経営戦略の改訂について報告いたします。

資料番号の3をよろしく願いいたします。

見直しの背景についてですが、本市の下水道事業は、平成29年3月に下水道事業経営戦略の公共・特環編及び農集編を策定いたしました。これは、投資の見通しと財源の見通しを均衡させた投資・財政計画を中心としたものでありますが、地方公営企業法適用前に見込みで作成したものであることから、法適用後の決算数値と乖離が見られる状況となっております。

総務省が示しております経営戦略策定・改定ガイドラインでは、時間経過による状況の変化や、計画数値と実績数値に乖離が見られる場合は、計画のローリングを行うことを求めておりまして、今回、投資・財政計画の見直しを中心とした経営戦略の改訂を行いました。

計画の期間は令和2年度から令和11年度までの10年間としまして、投資・財政計画に主眼を置いた見直しのため、経営に関する基本的な考え方や方針に変更はありません。

投資・財政計画につきましては、予定損益計算書、予定貸借対照表を新たに追加しまして、重要指標目標値の一部を修正、投資計画における事業費の見直しなどを行っております。

見直し後の経営戦略につきまして、別資料内の経営戦略の公共・特環編をお願いいたします。

資料の6ページをお願いしたいと思います。

6ページの5番の投資・財政計画というところですが、投資計画につきまして、ちょうど中段のところの(2)投資計画というところになりますが、投資計画につきましては一番下に表がありますように、長寿命化計画及びストックマネジメント計画などによる事業投資額を算出しております。

次の7ページのほうに移っていただきまして、財源について見てみますと、最初の表の当年度純損益の推移のほうですけれども、期間を通しまして2億から5億円程度の利益が確保できる見通しとなっております。この中で、令和6年度に利益が大きく減少しておりますけれども、これは一般会計からの基準外繰入金の算定におきまして、高資本費対策による経費が対象外となることにより、繰入金が減少することによるものです。

次に、8ページの起債残高のほうを見ていただきまして、ちょうど8ページの下段のほうの表になりますけれども、償還期間の完了する借入れが順次発生することから、令和2年度には約136億円の起債残高が令和11年度には約77億円に減少する予定でございます。

9ページのほうの上の表の資金残高のほうでございますが、令和6年度あたりまでは厳しい見込みでございますが、それ以降は起債償還の減少により増加していく見込みでございます。下に書いてあります表のほうは一般会計繰入金ですが、これにつきましては、起債償還額の減少に伴いまして減少していく予定でございます。

公共・特環編については以上です。

そして、農集編につきましては特別会計のままですが、一部数値等を見直して併せて改訂を行っております。

報告は以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員（川上文浩君） ちょっと教えていただきたいんですけど、これって人口推計なども考慮した経営戦略になったんですかね。

○上下水道料金課長（須田和博君） 人口推計をベースにはなっておりますが、それと最近の毎年の件数が増加とか、そういったところも考慮した形での、独自といえば独自になるんですが、そういった総合的なところでの推計を立てております。

○委員（川上文浩君） 分かりました。結構です。

○委員長（澤野 伸君） 他に御質疑、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、ふるさと川公園のトイレの不審火及び器物損壊についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（林 宏次君） それでは、報告事項3のふるさと川公園のトイレの不審火及び器物損壊について報告させていただきます。

資料番号は4です。

去る令和2年2月7日金曜日午前4時頃、ふるさと川公園内にある東側の多目的トイレ及び西側のトイレにおいて、何者かによる器物損壊と不審火がございました。委員の皆様をはじめ議員の皆様には、議会事務局を通じまして、その日の夕方、一報をさせていただきました。

不審火は、新聞配達員から可児警察署へ通報があり、現地に向かった署員にて残り火を消火いたしました。市としましては、現場立ち会い後、直ちに被害届を提出いたしました。被害状況は、お配りしました資料4の写真のように、火災による天井や壁などの一部焼失、窓ガラスや便座の損壊があり、被害総額は約300万円でございます。

現在、東側の多目的トイレは当課にて清掃を行い、焼け跡が若干残っておりますが、使用することに問題はなしと判断し、2月20日に開放いたしました。

一方、西側のトイレは、3月末には使用できるよう復旧の最中ではございますが、器物損壊と不審火を出した者は現在も不明でございます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

質疑のある方。

よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件を終了させていただきます。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

休憩 午後1時07分

---

再開 午後1時10分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

続きまして、パブリックコメントへの回答についてを議題とさせていただきます。

執行部の説明を求めます。

○市民部長（杉山 修君） では、委員会資料5をお願いいたします。

市民部関連分の5つの計画、あるいは指針などに対するパブリックコメントとそれぞれへの回答がまとまりましたので、御報告します。

1枚めくっていただきますと、見開きの左側に広報「かに」の今年の1月号が載っております、募集案件は7つありますが、そのうちの①から⑤が市民部分でございまして、そのページの右下のほう、募集期間が1月10日から30日までで、提出された意見と検討結果は市のホームページで今月上旬から既に公表させていただいております。

なお、今のところ、特に市民からの反応はございません。

では、1ページからそれぞれの意見と市の考え方をかいつまんで御報告をいたします。

まず、環境基本計画につきましては、3人から6件の御意見を頂きました。

1つ目が資源ごみのリサイクルについて、自治会の当番制をいつまで続けるのかという御

意見でございますが、これは御意見としてお聞きするという事で計画の変更はございません。

2 ページ、次のページに移っていただきまして、2 番目に環境美化についての御意見を頂きましたが、こちらにつきましても御意見としてお聞きして計画の変更はなし。

3 つ目の食品ロスにつきましても御意見を頂きましたが、御意見としてお聞きして計画の変更はございません。

3 ページに移っていただいて、4 番目、太陽光発電に関する条例づくりと再生可能エネルギービジョンの策定をという御意見でございます。

1 枚めくっていただいて4 ページのほうに市の考え方が記載してございますが、基本的には新計画に位置づけてありますので、取り組んでまいりますというお答えで計画の変更はございません。

5 番目のSDGsの内容を書き加えてくださいという御意見につきましても、御意見としてお聞きして計画の変更はなしでございます。

5 ページの6 番目、御意見の内容としては電力、食に関して自給をしていってくださいという御意見ですが、これにつきましては新計画に位置づけてありまして、取り組んでいきますということで計画の変更なしです。ということで、環境基本計画としては計画の変更はございません。

1 枚めくっていただきまして、7 ページ、多文化共生推進計画でございますが、こちらは3 人から3 件意見を頂きました。

通番の7 番につきましては、警察関係とか病院関係の通訳を市に配置してほしいという御意見でしたが、これにつきましては新計画に位置づけてありまして、取り組んでいきますということで計画の変更なしです。

次の8 番目につきましても、日本で暮らしていく中での外国籍の方との関わり合いについて御意見を頂きましたが、これにつきましても新計画に位置づけてありまして、取り組んでまいりますので計画の変更としてはなし。

9 番目、地区センターにコーディネーターの配置をということにつきましては、御意見としてお聞きして計画の変更なしということで、多文化共生推進計画も計画の変更なしということでございます。

9 ページに移りまして、人権施策推進指針、1 人から1 件の御意見を頂きました。SDGs について国際的な動向の中に書き込んでくださいという御意見を頂きましたが、このSDGs については計画に追記するという事で、欄外の下のほうに、こういう内容で国際的な動向としての位置づけで追記をしていきたいと考えております。

続きまして、10 ページに移りまして、青少年健全育成基本方針ですが、お二人から3 件の御意見を頂きました。

1 つ目は、パトロールのときに小さな子供を家に置いてきて心配ですという御意見ですが、これも御意見としてお聞きして方針の変更なし。

12番目も、中学生の自転車通学の見守り指導員制度を検討してほしいという御意見ですが、これにつきましては、見守り活動という位置づけで基本方針には定めておりますが、内容はそこから先の展開の話なので、方針としての変更はなしです。

11ページの13番目につきましても、子供の居場所づくりと地区センターの常設の憩いの場という御意見でございますが、これも子供の居場所づくり自体は計画の方針の中に位置づけておりますので、そこから先の展開の話として方針の変更はなしということで、青少年健全育成基本方針も計画の変更なしでございます。

最後の12ページでございますが、子どもの読書活動推進計画では、1人から3件の御意見を頂きました。

通しの14番で、YA、ヤングアダルトですけれども、YA分館の機能を新たに整備するよう提案しますということですが、こちらにつきましては、子育て健康プラザ マーノや文化創造センター アーラでの図書の貸出しは困難なんです、そちらのほうに図書館にあるお勧め本のチラシ等を設置していきますということで、変更としましては、今現在、そういうチラシの配付先は各学校としておりますが、子育て健康プラザ マーノや文化創造センター アーラも含めるという意味で、配付先を各学校等に改めますということでございます。

最後に13ページでございますが、通しの15番、幼稚園に大型絵本の貸出しも積極的にすべきですという御意見を頂きまして、大型絵本の貸出しについても、図書館からの提供の中に追記するという変更をしたいと思っております。

最後、通しの16番なんです、電子書籍を図書館に置く必要はありませんという御意見ですが、こちらにつきましては、そもそも電子書籍の閲覧は自宅等で楽しんでいただくことを想定しておりますので、現在、館内に設置して電子書籍を閲覧していただくことは考えておりませんということで、計画の変更なしということで、子どもの読書推進計画は文言の追記が2件、計画の変更なし1件ということでございます。

御説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それでは、質疑のある方。

特段、よろしかったですかね。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、文化創造センター大規模改修事業の進捗状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（各務則行君） よろしくお願ひいたします。

それでは、可児市文化創造センター大規模改修工事の進捗状況について御説明をいたします。

資料6を御覧ください。

大規模改修工事は、資料の(1)から(5)にありますとおり5つに分かれております。その中

で、実際、現在進んでおりますのは(1)の建築のみでございますけれども、その状況について説明をさせていただきます。

建築につきましては、仮囲いの先行設置、建物西側の足場設置等を行っております。また、特定天井の改修に使用する天井材につきまして、軽量化による安全性の向上のために銅板からアルミの複合板に変更を行いました。

残りの4つの工事につきましては、3月16日からの閉館後の工事に向けて現場の調査を行っております。

次に、今後の予定でございます。

閉館後にまず着手いたしますのは、建築では仮囲いの設置、電気設備等につきましては御覧のとおりでございます。9月末にロフト工区の工事完了、12月28日に劇場工区工事完了を目指しております。

裏面を御覧ください。

これまでに行ってきた仮設工事、そして今後予定している仮設工事でございます。なお、新型コロナウイルスの関係で、全国的な状況といたしまして、中国からの部品などが入りにくい状況がございます。現時点では工事の遅延はないと考えておりますけれども、今後状況が変化した際には、できる限り早い段階で報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件に関しまして、委員の皆さん、御発言ありましたら、よろしいですかね。

[挙手する者なし]

ありがとうございます。

発言もないようですので、この件を終了とさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時20分

---

再開 午後1時41分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

協議事項に移らせていただきます。

高校生議会の意見書の取扱いについてを議題といたします。

お手元の資料7を御覧ください。

2月の高校生議会で頂いた意見書のうち、当委員会所管の内容について今後取り上げて調査・検討していくべき課題について御意見を賜りたいと思います。本日ちょっと差し替えという形を取らせていただいております。資料7、お手元よろしいでしょうか。

まず1つ目、可児高発議第2号ということで、学習スペースを設けることについての意見書、こちらが対応についての公共施設ということで、地区センター等々の関係も係ってくる

ということで、教育福祉委員会とともにこちらについても協議事項に載せさせていただいております。

それから、可児高発議第3号 多文化交流についての意見書であります。こちらは後からも議題になりますけれども、議会報告会のテーマともなっております。こちらについても、高校生自らが事を動かし、また行動に移すという具体的な御提案も載せてございます。そういった形での当委員会での対応をどうするかということでの御議論を頂きたいと思っております。

可児高発議第4号 公共交通機関の知名度向上に関する意見書ということで、市が運営する公共交通についての在り方、また認知度をどう上げていくか、また情報発信についてどうあるべきかということについての意見書を頂いておりますので、当委員会でどのように扱ったらいいかを皆さんと意見交換をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、委員の皆様から御意見がありましたらお願いをいたします。

伊藤壽委員から少しコメントを、議長という立場もありますけど、委員として少し頂きたいと思っておりますが、強引な差配ですが、よろしく願います。

○委員（伊藤 壽君） 学習スペースを設けることについての意見を見ますと、既に文化創造センター アーラとか、ここにありますように子育て健康プラザ マーノ、図書館はもちろんですが、ございますし、地区センターによりますと多分、地域によってかなり差が出るんじゃないかなというふうに思います。高校生が利用しやすい地区センター、それから私のほうの平牧なんかですと、やっぱり高校生は利用しづらいのかなというふうにも思っております。

ただ、夏休み等には子供たちの学習スペースとして開放もしておりますので、そういうところで併せて高校生にも対応していただければというふうに思いますし、多文化交流については、先ほど委員長のほうから紹介がありましたけど、今度の議会報告会のときにも多文化共生について出ます。それと併せてこの活動に結びつけていけばというふうに思います。その中で高校生を支援していくということになるのかなというふうに思います。

公共交通機関、知名度の向上に向けてというか、なかなか、この辺はちょっと皆さんの意見を頂ければと思っておりますけど、いろいろ議員の皆様からも公共交通については意見が出ておりますけど、市のほうとしてもいろいろ改善を図っておられるように思います。そうした中で、これは市のほうへ働きかけていくことになるのかなということで思いますが、皆さんの御意見を頂きたいと思っております。

○委員（川上文浩君） 広聴部会長というのは、何もしゃべっちゃいけないのかなと思ったんですけど、まずは学習スペースに対しては、今、伊藤議長がおっしゃったように、地区センターによっては、やはりいろいろ利用の差があるんだろなというふうに思うんですけども、特に広見地区センターなんかを見ていると、まだまだ活用する場はあると思うんですけど、やっぱり地区センターというのは小・中学生が利用する場というような、多分、高校生側も認識があるし、地区センター側もそういった認識があるので、そういった壁を取り払うためには、その世代ですね、高校生より上の方々、大学生も含めてですけども、利用しやすいスペースとか交流の場というものは、今後、地区センターによっては必要になってくるんだろ

うと。

帷子地区センターも、大学にはちゃんとした設備はあるんですが、そういったところで交流の場があると大学生も一緒になって活動できるんじゃないかなあということもあるんで、ぜひ地区センターの運営の一つとして、そういったスペースというものを改良していくと。これは新城市でも、イの一番に若者議会が動いて、1番目の事業として、市の公民館のコミュニティスペースの改修をして、その使用率が500%まで上がったということですので、そういう意味では我々の課題として考えていく必要があるだろうと思います。

多文化交流については、今委員長がおっしゃるとおり、今回の議会報告会のテーマにもなっております、ここにも時間と場所がまだ正式にお話ししていないので、合えばぜひ参加したいという高校からの依頼もありましたので、今後ここをどのようにしていくかということ。2番目の高校生に市からの援助を行うというのは、金銭的な部分というよりも人的支援を行っていただいて、食文化を通じたそういった交流の場をつくっていききたいというようなことはありますので、まずは高校生と多文化共生センターフレビアをひっつけるというような、もっと関わってもらいたい形でこちらからも働きかけていく。

また、多文化共生センターフレビアから高校生に、一時期ちょっと交流があったので、さらにその交流を深めてもらって、それは可見高校だけではなくて、各高校に広がっていくような模索をしていけばいいんじゃないかなと思います。

公共交通については、生徒たちが乗って気づいたことだと思うんですけども、集中的にこれをやったわけじゃありませんので、一度か二度乗ってみての感想を含めた部分なので、知名度向上と利用しやすい公共交通を目指して、情報発信をしっかりと努めていってもらえるようなものにしていくということで、彼らの言っているのは高齢者ということもあるんですけども、やはり若い世代も利用しやすいというようなところでいうと、やはりSNSに落とし込んでいくという、アプリだと思うんですけども、そういったやり方も一つ要るんじゃないかなという気はしています。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

他に御発言。

○委員（酒井正司君） まず学習スペース、今の公共だと地区センターが今おっしゃるように上がるわけですが、もし働きかけるとしたら地区センター運営審議会のほうに何らかの委員長名か議長名で、ぜひ希望であるというか、こういう学生からの要望がありますという働きかけなのかなあと思います。

それから、後段のほうで民間の会議室を使わせてほしいということをお願いされておりますので、これも何らかのアクションをして応えなきゃいかんと思うんですが、個々にとというのは非常に効率が悪いので、できれば商工会議所に、こういう要望があります何かヒントを下さいというような働きかけはどうかあと思います。

それから多文化交流については、やはり高校生目線で企画していただいて、私どもがそれに合流するというような形のほうがよいのではと思います。

それから公共交通ですが、議会として働きかけられる要素は少ないと思いますので、せいぜい行政のほうにいろんな情報を、学校にもしっかりと出すようにというようなサゼクションでどうかなあとと思います。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。具体的な御提案を頂きまして、ありがとうございます。

ほかに御発言よろしいですかね。

今ちょっと具体的な御発言も頂きながら、少し取りまとめさせていただきたいと思いますが、ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

少し頂いた御意見で取りまとめさせていただきます。

学習スペースを設けることについての意見書への対応ということで、具体的に酒井委員のほうからもお話がありました。委員長名もしくは議長名で運営審議会等へ、こういった高校生の皆さんの思いがあるよということでのお伝え、そして川上委員からもお話がありましたけれども、確かに私も今お聞きしていて、小学校を出るとなかなか公民館というのは行かなくなるというのは、そうだなというふうにも思っていて、何かそういう接点を持ってもらえるような働きかけというのは大事ななというふうに思いましたので、そういった形で委員会での携わり方、また利用の進捗状況についても当委員会でも少し見ていこうということをお願いしたいなというふうに思っております。

それから多文化交流については、もう具体的に学生のほうが提案してきておりますので、人的な対応、そしてできる限りの協力を当委員会でやっていくということが委員会の対応ということをお願いしたいと思います。今度、川上委員のほうからもお話がありましたけれども、この後のテーマになりますけれども、何とかこの意見書を出したグループの皆さん、そして少し興味のある方々にも議会報告会に来ていただいて、具体的な落とし込みをしながら、我々議会として何かお手伝いできることがあれば積極的に対応するということでの旗振り役としての委員会として、メンバーが中心となっていきたいと思っておりますので、お願いしたいというふうに思います。

それから、公共交通の高齢者への対応ということにつきましても、在り方についてはデマンドバスがタクシー型に、大分きめ細やかな対応ということで行政のほうもしておりますので、マッチングですね、高齢者が求める公共交通の在り方、そして今現在での満足度等々も我々委員会でも期間、いつということはないですけれども、よく見ながら公共交通の在り方をしっかり注視していくというような対応の仕方によろしいかなとも思っておりますので、このような形でいかがでございますでしょうか。

〔「結構です」の声あり〕

よろしいですかね。

そういった形で、まずもっての対応については、多文化共生のほうが速やかに時期が来ると思っておりますので、また皆さん、いろんなお考えがあろうかと思っておりますけれども、しっかり対

応していきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、このような対応とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、春の議会報告会についてを議題といたします。

先日御案内いたしました議会報告会ですが、多文化共生センターフレビアと調整した結果、5月9日午後4時集合、4時30分からの予定で報告会を行うことといたしました。4時まで少しいろんなサークル活動をされるということでもありますので、ちょっと集合と開式の時間が短くなっておりますが、会場を速やかに用意をして受付を開始したいと思ひますのでお願ひいたします。

テーマにつきましては、外国籍市民との共生社会、まちづくりに向けた取組でございます。委員の皆様スケジュールをよろしくお願ひをいたします。

参加者への働きかけにつきましては、可児市国際交流協会のほうに事前にお話もさせていただいておりますので、可児市国際交流協会の理事の皆様、そして関係の企業の皆様、そして所管はちょっと違いますけれども、ばら教室を担当されている方々にもお声かけをさせていただきたいと思っております。それから、広く市民へのアプローチでございますが、議会のトピラにて議会報告会の案内をさせていただきます。地区に重点的に送り込むということはいたしません、広くそのような形でアプローチをかけるということにしたいと思っております。おおむね30名から40名ぐらいは何とか最低でも集めたいと思っておりますので、委員の皆さんでそういった関係の企業の方ですとか、御関係で興味のある方がいらっしゃったら、また個別でもお声かけいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

この件について、御質疑、また御提議ありましたら、お願ひをいたします。

特によろしかったですかね。

[挙手する者なし]

また、広聴部会のほうで取りまとめがありますので、当委員会としてはこのように決を採ったということで、また広聴部会のほうにはお伝えをいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、ちょっと新型コロナウイルスの関係でどうなるかがちょっと不安定なところもありますけれども、これは広聴部会のほうで決定を下ろしますので、またそちらに委ねたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局のほうは、特に注意事項がありましたら、今の件で。

○議会事務局長（伊左次敏宏君） 特に大丈夫です。

○委員長（澤野 伸君） それでは、式次第にあります議題については全て終了といたしました、そのほかで何か委員の皆さんから御提議がありましたら受けたいと思ひますが、よろしいですか。

事務局のほうも全体を通じて。

○議会事務局長（伊左次敏宏君） すみません。さっきの高校生議会の3つ目の公共交通です

けれども、たしか先般、委員長が教育福祉委員会の委員長と打合せをされる中で、公共交通についてはこちら、建設市民委員会ですということでしたけれども、特に高齢者というような文言が出てきているので、教育福祉委員会のほうでもこの問題を取り上げてもらうということになっております。

○委員長（澤野 伸君） すみません。ちょっと私の説明不足でございました。

教育福祉委員会も確認作業をやっていただいております。両立てでやっておりますので、公共交通の知名度向上に関する意見書については、教育福祉委員会でも取り上げていただいております。また、学習スペースを設けることについての意見書についても、教育福祉委員会でも確認というか、委員の意見交換をしていただいておりますので、申し添えさせていただきます。

よろしかったですかね、あとは。

[挙手する者なし]

すみません、長時間にわたりまして御協力いただきましてありがとうございました。以上で本日の建設市民委員会の案件は全て終わりました。これで建設市民委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会 午後1時58分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月12日

可児市建設市民委員会委員長